

松本広域連合ニュース

アルプスの風

No.50
令和5年11月

#まつもと111

ナビゲーターはっちだよ!

ホームページ
も見てね!



matsu-toco.com

- 広域連合議会臨時会開催報告 ほか
- 広域消防局からのお知らせ

圏域推計人口 令和5年9月1日 現在

| 世帯数(世帯) | 人口総数(人) | |
|---------|---------|---------|
| | 男(人) | 女(人) |
| 181,747 | 205,313 | 213,098 |



発行 松本広域連合

〒390-1401 松本市波田4417番地1 松本市役所波田支所4階
TEL.0263-87-5460(総務課) 0263-87-5461(福祉・地域課)
FAX.0263-87-5462
E-mail info@m-kouiki.or.jp URL https://www.m-kouiki.or.jp

令和5年松本広域連合議会 第1回臨時会

7月21日に令和5年松本広域連合議会第1回臨時会が開催されました。

本臨時会では、常任委員等の選任が行われ、新体制での議会がスタートしました。

◆議長 上條 温

◆副議長 平林 明

◆常任委員会及び議会運営委員会構成

(◎印は委員長 ○印は副委員長)
<議席順>

総務民生委員会 12人
◎上條美智子 ○竹内秀太郎
阿部 功祐 宮下 明博
北村 直樹 平間 正治
牛丸 仁志 上條 温
百瀬 章 猪狩久美子
小澤 彰一 中山 英子

消防委員会 12人
◎中村 努 ○峯村 賢治
村上 幸雄 古畑 秀夫
太田 讓 塩原 孝子

中村 芳朗 平林 明
今井ゆうすけ 川久保文良
横内 裕治 待井 安登

議会運営委員会 5人
◎川久保文良 ○竹内秀太郎
北村 直樹 平間 正治
上條美智子

令和5年松本広域連合議会第1回臨時会には議案8件が上程され、慎重審議の結果、いずれも可決、同意又は承認されました。

◆第1回臨時会 提出議案

- ・議案第1号 松本広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ・議案第2号 松本広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
- ・議案第3号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））
- ・議案第4号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（II型））
- ・議案第5号 財産の取得について（はしご付消防ポンプ自動車）
- ・議案第6号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- ・議案第7号 監査委員の選任について
- ・報告第1号 令和4年度松本広域連合一般会計補正予算（第3号）（専決報告）



介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会 判定状況

松本広域連合では、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会を設置し、介護認定審査及び障害支援区分認定審査を行っています。

令和4年度の審査判定状況についてお知らせいたします。

要介護認定の審査判定件数は、前年度に比べ2,883件増の17,439

件、生活保護法に基づく介護扶助実施に係る委託審査は23件でした。

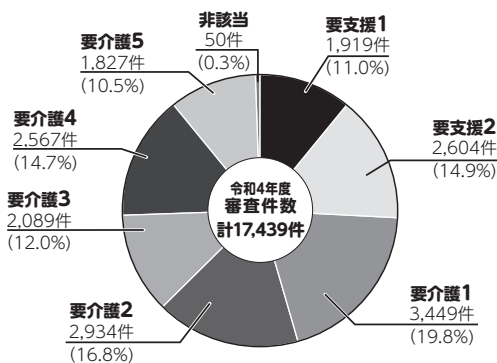
障害支援区分認定の審査判定件数は、前年度に比べ187件減の794件、訓練等給付個別審査は24件でした。

適正で迅速な審査判定事務に努めています。

要介護認定及び障害支援区分認定の審査判定にあたっては、認定調査基準により適正な調査が行われ、公平・公正な審査判定基準により円滑な審査が行われるよう、今後とも研修等を通じて資質の向上を図り、運営の適正化に努めます。

●介護認定審査●

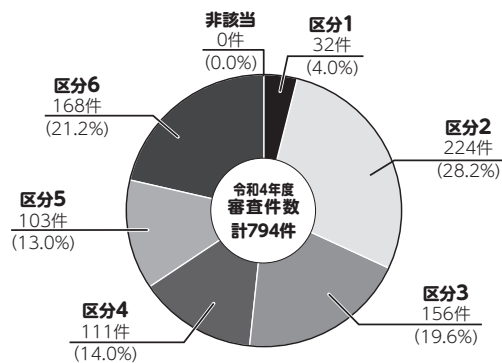
審査会開催回数 455回



※上記の表は、通常審査の件数と構成比を示したもの（介護扶助実施に係る委託審査を除く）

●障害支援区分認定審査●

審査会開催回数 39回



※上記の表は、通常審査の件数と構成比を示したもの（訓練等給付個別審査を除く）

人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした「松本広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

1 職員数及び任免の状況

○職員数

| 部門 | 職員数 | | 対前年 増減数 |
|------|-------|-------|------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 一般行政 | 11人 | 11人 | 0人 |
| 消防 | 395人 | 393人 | △2人 |
| 合計 | 406人 | 404人 | △2人 |

○採用及び退職の状況

| | |
|-----------|-----|
| 令和5年度採用者数 | 13人 |
| 令和4年度退職者数 | 12人 |
| 増減 | 1人 |

※職員数は非常勤職員を除きます。

○等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

| 等級 | 等級別基準職務表に規定する 基準となる職務 | 合計 | | 内訳 | | 職制上の段階 | | 段階 |
|-----------|--|-----|--------|----------------|-----|--------|-------|-------|
| | | (人) | (%) | 職名 | (人) | (人) | (%) | |
| 1級 | 1 定型的な業務を行う職務 2 主事又は技師の職務 | 59 | 14.6% | 事務員 | — | 198 | 49.0% | 係員級 |
| | | | | 主事 | 1 | | | |
| | | | | 消防士 | 46 | | | |
| | | | | 消防副士長 | 5 | | | |
| | | | | 消防士長 | 7 | | | |
| 計 | 59 | | | | | | | |
| 2級 | 比較的高度の知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事又は技師の職務 | 42 | 10.4% | 主事 | 2 | 100 | 24.8% | 係長級 |
| | | | | 消防士 | 6 | | | |
| | | | | 消防副士長 | 3 | | | |
| | | | | 消防士長 | 25 | | | |
| | | | | 主任 | 1 | | | |
| 消防司令補 | 5 | | | | | | | |
| 計 | 42 | | | | | | | |
| 3級 | 主任の職務 | 97 | 24.0% | 主任 | — | 86 | 21.3% | 課長補佐級 |
| | | | | 主任（消防士長） | 24 | | | |
| | | | | 主任（消防司令補） | 73 | | | |
| | | | | 主査 | — | | | |
| 計 | 97 | | | | | | | |
| 4級 | 係長、主査又は主査補の職務 | 100 | 24.8% | 主査補 | — | 11 | 2.7% | 課長級 |
| | | | | 主査補（消防司令補） | — | | | |
| | | | | 主査 | 1 | | | |
| | | | | 主査（消防司令補） | 41 | | | |
| | | | | 係長 | 4 | | | |
| 係長（消防司令補） | 54 | | | | | | | |
| 計 | 100 | | | | | | | |
| 5級 | 課長補佐の職務 | 86 | 21.3% | 課長補佐 | 2 | 7 | 1.7% | 次長級 |
| | | | | 課長補佐（消防司令） | 80 | | | |
| | | | | 出張所長（消防司令） | 4 | | | |
| | | | | 計 | 86 | | | |
| 6級 | 課長の職務 | 11 | 2.7% | 課長 | 1 | 2 | 0.5% | 部長級 |
| | | | | 課長（消防司令長） | 1 | | | |
| | | | | 消防署長（消防司令長） | 9 | | | |
| | | | | 計 | 11 | | | |
| 7級 | 1 本部長又は次長の職務 2 困難な業務を行う課長の 職務 | 7 | 1.7% | 課長（参事） | 1 | 7 | 1.7% | 次長級 |
| | | | | 消防署長（消防司令長・参事） | 3 | | | |
| | | | | 課長（消防司令長・参事） | 1 | | | |
| | | | | 消防局次長（消防監） | 2 | | | |
| 計 | 7 | | | | | | | |
| 8級 | 部長の職務 | 2 | 0.5% | 部長 | 1 | 2 | 0.5% | 部長級 |
| | | | | 消防局長（消防正監） | 1 | | | |
| 計 | 2 | | | | | | | |
| 合計 | | 404 | 100.0% | | | | | |

2 職員の給与の状況

○人件費の状況（一般会計決算）

| 区分 | 歳出額（A） | 人件費（B） | 人件費率（B/A） |
|-------|------------|------------|-----------|
| 令和4年度 | 45億6,459万円 | 36億5,154万円 | 80.0% |

※人件費には、特別職に支給される報酬等を含みます。

○職員給与費の状況（一般会計決算）

| 区分 | 職員数（A） | 給与費 | | | 1人あたり給与費（B/A） |
|---------|--------|------------|------------|-------------|---------------|
| | | 給料 | 職員手当 | （内期末・勤勉手当） | |
| 令和4年度 | 406人 | 15億4,850万円 | 12億1,952万円 | （6億3,125万円） | 682万円 |
| 給与費計（B） | | 27億6,802万円 | | | |

※給与費には、共済費及び退職手当を含みません。

○職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
|--------|----------|----------|-------|
| 松本広域連合 | 309,210円 | 410,255円 | 39.4歳 |
| 長野県 | 328,443円 | 395,320円 | 45.0歳 |

※給与月額は、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えた額です。

○職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 松本広域連合 | 長野県 | 国 |
|----|----------|----------|----------|
| 上級 | 185,200円 | 195,800円 | 185,200円 |
| 初級 | 154,600円 | 162,300円 | 154,600円 |

※区分は採用区分を表しており、国及び県では、大卒を上級、高卒を初級と区分します。

○職員手当の状況

<期末手当・勤勉手当（令和4年度）>

| 区分 | 支給割合 | |
|------|---------|---------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 6月期 | 1.200月分 | 0.950月分 |
| 12月期 | 1.200月分 | 1.050月分 |
| 合計 | 2.400月分 | 2.000月分 |

※職務の級による加算措置があります。

○退職手当の支給割合（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 支給率 | |
|-------|-----------|-------------|
| | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続30年 | 34.7355月分 | 40.80375月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 |

<特殊勤務手当の状況（令和4年度）>

| 区分 | 内容等 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 95.8%（389人） |
| 支給職員1人あたり平均支給年額 | 203,383円 |
| 特殊勤務手当の種類 | 4種類 |
| 特殊勤務手当の名称 | 出勤手当・夜間消防手当・特定行為手当・新型コロナウイルス感染症業務従事手当 |

<時間外勤務手当（令和4年度）>

| 区分 | 支給額 |
|-------------------|-------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 94.1%（382人） |
| 支給総額 | 12,750万円 |
| 支給職員1人あたり平均支給年額 | 333,765円 |

○その他の手当の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 内容等 |
|------|---|
| 扶養手当 | 他に生計の手段がなく、主に職員の扶養を受けて生活している親族のある職員に支給されます。 |
| 地域手当 | 地域の民間賃金水準を給与に適切に反映するよう、民間賃金水準との調整を図るため支給されます。 |
| 住居手当 | 借家等に居住し、一定額を超える家賃などを支払っている職員に支給されます。 |
| 通勤手当 | 公共交通機関等を利用、又は交通用具を使用して通勤する職員に支給されます。 |

※その他、管理職手当、寒冷地手当等の手当が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

○勤務時間

| | | |
|------|----|-----------------------|
| 勤務時間 | 日勤 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| | 当番 | 午前8時30分から翌日の午前8時30分まで |

○年次休暇の取得状況 令和4年中 平均12.49日

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 (令和4年度)

○分限処分 4件

○懲戒処分 0件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 (令和4年度)

○職員の研修の状況

| 区分 | 研修内容 | 延べ受講者数 |
|------|--------------|--------|
| 共同研修 | ワンペーパー資料作成研修 | 63人 |
| 一般研修 | 教養実務研修 | 469人 |
| | 消防実務研修 | 35人 |

※共同研修の延べ受講者数には、関係市村からの受講者は、含まれません。

○職員の勤務評定の状況 年1回

6 職員の福祉及び利益の保護の状況 (令和4年度)

○健康診断などの実施状況

| 健康診断 | 特定業務従事者健診 |
|------|-----------|
| 411人 | 326人 |

※特定業務従事者健診 (6ヵ月ごと1回)

深夜業などの特定業務に従事する職員が対象となります。

○公務災害の認定 4件

○勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

○不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件

○職員共済会の設置及び活動状況

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、松本広域連合職員共済会を設置し、保健保養、教養、体育振興などの事業を行っています。

職員共済会は、職員からの月会費 (給料月額3.0/1,000) と広域連合補助金 (給料の2.2/1,000) により運営されています。

令和4年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

松本広域連合では、開かれた行政を目指して、情報公開の推進と住民の皆さんの個人情報の適正な取扱いに努めています。

1 情報公開の実施状況

(件)

| 実施機関 | 請求 | 処理内訳 | | | | | 不服申立 |
|---------|----|------|------|-----|-----|-----|------|
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | 不存在 | |
| 広域連合長 | 9 | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 9 | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 個人情報保護の実施状況

(件)

| 実施機関 | 請求 | 処理内訳 | | | | | 不服申立 |
|---------|----|------|------|-----|-----|-----|------|
| | | 開示 | 部分開示 | 非開示 | 取下げ | 不存在 | |
| 広域連合長 | 12 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公平委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 12 | 4 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |

問い合わせ先 松本広域連合事務局総務課 TEL.0263-87-5460

パブリックコメントの実施について

松本広域連合では、事務処理の方針や施策を示す広域計画を5年ごとに策定しています。(令和6年度(2024年度)~令和10年度(2028年度))

このたび原案がまとまりましたので、これを公表するとともに、住民の皆様から広くご意見をいただきたく、パブリックコメントを募集します。

○意見の募集期間

令和5年11月20日(月)~12月19日(火)

○閲覧場所

・松本広域連合事務局(松本市波田4417-1 松本市役所波田支所4階)

・松本広域消防局(松本市渚1-7-12)、各消防署所

・松本広域連合・松本広域消防局のホームページ

○意見を提出できる方

松本広域連合の管内(松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)に在住、在勤、在学する方及び事務所等を有する方、並びに利害関係を有する方

○ご意見の提出方法

・窓口持参

松本広域連合事務局、松本広域消防局及び各消防署の窓口
受付時間:土・日・祝日を除く8:30~17:15

・郵送

〒390-1401 松本市波田4417-1

松本広域連合 福祉・地域課

・FAX:0263-87-5462

・E-Mail:furusato@m-kouiki.or.jp



○留意事項

・意見記録の正確さを期すため、電話や口頭、匿名によるご意見はお受けしていません。

・意見提出の際は「意見提出用紙」をご利用ください。閲覧場所及び松本広域連合ホームページからダウンロードできます。

・氏名、住所、電話番号、事業所名等を明記してください。氏名等の公表はいたしません。内容が不明の場合は、お電話でお問い合わせさせていただく場合があります。

○意見の公表

後日、募集の結果、意見の反映状況などを松本広域連合ホームページ等でお知らせします。

令和5年 秋の火災予防運動



火を消して 不安を消して つなぐ未来

11月9日から11月15日まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。家庭や職場において「火の用心」に心がけ、火災のない地域づくりにご協力ください。

この時季は徐々に気温が低くなり、石油ストーブなどを使う機会が増えます。火を取り扱う場合は周囲に燃えやすい紙類や危険物がないか、本体の故障がないか確認してから使いましょう。

年間を通してたき火や枯れ草焼きなどを行って燃え広がる火災が多く発生しています。

空気が乾燥している時や風が強い時は、たき火等を行わないようにしましょう。

灯油の取扱いにご注意ください!

暖房器具を使用する時季が到来し、灯油を取り扱う機会が増えてきます。昨年、ホームタンク等からの流出事故は13件発生しています。



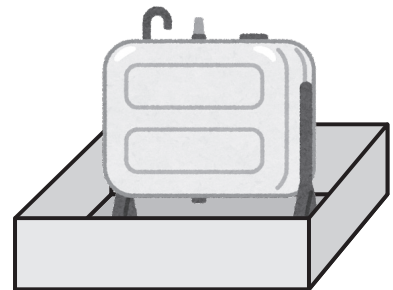
《取扱い上の注意点》

- ・ホームタンクからポリタンクへの小分け中は、絶対にその場を離れない!
- ・小分け後はホームタンクのバルブが閉鎖されているか必ず確認する!

「防油堤」は設置していますか?

《防油堤とは?》

ホームタンクの周りに設置する受け皿で、タンクから危険物が漏れた場合に、周囲への流出を防ぐ役割があります。

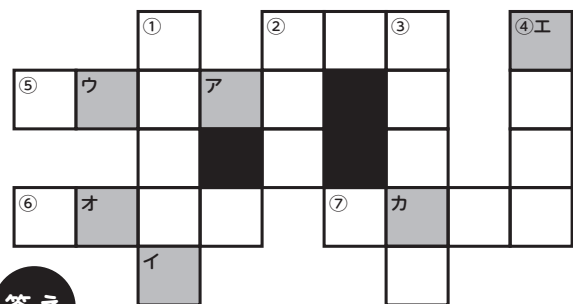


《防油堤の設置が必要なホームタンク》

灯油200リットル以上を貯蔵するタンクには、火災予防条例で防油堤の設置が義務付けられています。(設置義務のないホームタンクについても、安全上の観点から、防油堤の設置を推奨しています。)

??? ~ 防災 クロスワード ~ ???

- ①:ホームタンクから灯油等が流出した場合の受け皿
- ②タテ:令和4年の出火原因第2位
- ②ヨコ:寝〇〇〇は、絶対にやめましょう。
- ③:〇〇〇〇〇〇は、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜きましょう。
- ④:寝具、衣類、カーテン等は、〇〇〇〇品が安心です。
- ⑤:いざという時のために〇〇〇〇〇を設置し、使い方を確認しましょう。
- ⑥:火災だけでなく、地震を〇〇〇〇した訓練も重要です。
- ⑦:住宅用火災警報器は、1年に1回は〇〇〇〇しましょう。



答え

ア イ ウ エ オ オ カ オ
「〇さ〇〇〇〇〇〇〇ど〇」

消防局本部庁舎の改修工事が始まりました!

令和6年度に全面更新を迎える通信指令システム構築スペースの確保及び老朽化している設備の更新のため、松本市渚にある本部庁舎の改修工事が9月から始まりました。災害時に災害対策の拠点となる公用施設として、災害応急対策に係る施設を整備し、消防本部機能の強化を図ってまいります。全工事完了は、令和7年度末を予定しています。



2階事務室での受付に変更はありませんが、工事期間中は、大型工事車両の出入りがありますので、来庁の際はご注意ください。



令和5年度中の主な工事内容

- **新通信指令システム**構築スペースの確保
- 女性も働きやすい環境づくりとして、**女性専用施設**を整備
- 大規模災害時の拠点となる**災害応急対策室(作戦室)**を整備

災害情報・救急当番医の音声ガイダンス 0263-35-9111 停止のお知らせ

災害情報・救急当番医を電話でご案内する
音声ガイダンス(0263-35-9111)は、
令和5年12月末日をもって、停止させていただきます。

停止後、**災害情報**は松本広域消防局ホームページ、**救急当番医**は医師会ウェブサイト(〇〇医師会等で検索)又は緊急医案内サービス(050-3033-0665)で確認してください。

松本広域消防局ホームページ



スマホ用



携帯電話用

「救急フェスティバル」を開催しました

「応急手当の普及促進」と「救急車の適正利用」の広報を目的として、9月9日の「救急の日」に救急フェスティバルを開催しました。

当日は、松本山雅FCのホーム試合が行われるサンプロアルウィンの屋外ブースにおいて、救急車や自動式心マッサージ機の展示、心肺蘇生法の体験、松本山雅FCとコラボした心肺蘇生法の流れが記載されたカードを配布するなど、多くの皆さんにブースを訪れていただきました。



「長野県救急安心センター (#7119)」を開設

令和5年10月1日(日)午前8時から「長野県救急安心センター(#7119)」の運用が始まりました。

急な病気やケガ等で救急車を呼ぶか、病院に行くか、迷ったときには#7119へお掛けください。意識がない・呼吸をしていないなど、緊急の場合には迷わず119番通報をして救急車を要請してください。

急な病気やケガ等で ・救急車を呼ぶか 迷ったときには
 ・病院に行くか

#7119へ

(相談は無料)
 ※ダイヤル回線、IP電話の場合は、「026-231-3021」へおかけください。
長野県救急安心センター 2023年10月1日(日)午前8時から 運用開始

おとな (概ね15歳以上)の方が対象です。
 症状を伺った上、看護師がアドバイスします。

子ども (概ね15歳未満)の場合は
#8000へ
 (受付時間:毎日19時から翌8時まで)

受付時間
 平日 : 19時から翌8時まで
 土・日・祝日 : 8時から翌8時まで

●緊急・重症の場合は迷わず119番通報してください●

「第51回全国消防救助技術大会」へ出場しました

令和5年8月25日、北海道札幌市において開催された全国消防救助技術大会へ長野県の代表として塩尻消防署の矢島拓己消防士長が出場しました。自己確保の命綱を結索した後、垂直のはしごを15m登はんする「はしご登はん」訓練へ出場し、上位から5番目のタイムで見事入賞を果たしました。

これからも地域の皆さんの安全・安心を守るため、日々の訓練に取り組んでいきます。

